

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
海津市

2. 構造改革特別区域の名称
海津市幼保連携的給食特区

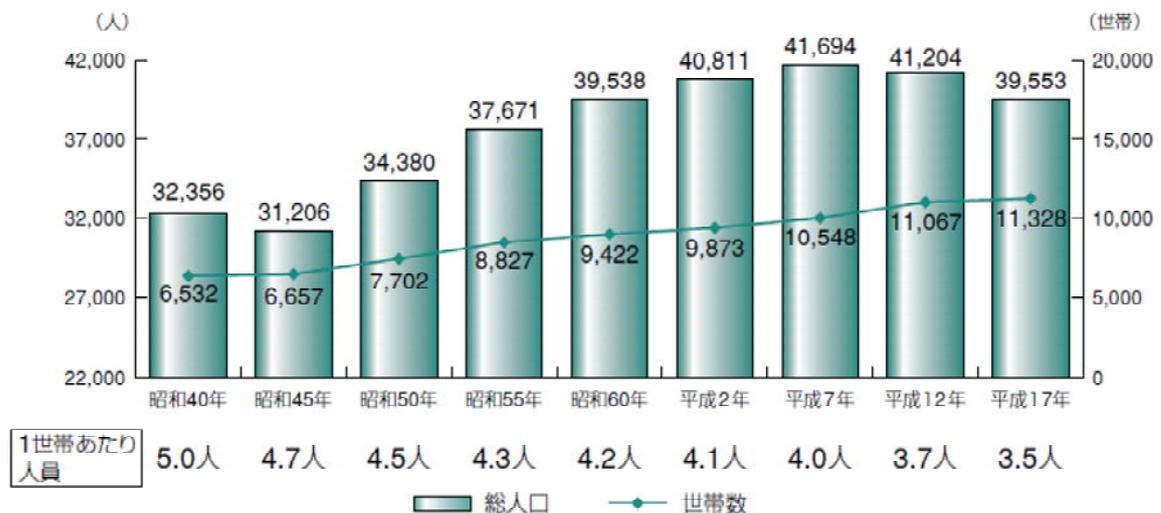
3. 構造改革特別区域の範囲
海津市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

当市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部は三重県に、東部は木曽・長良川をはさんで愛知県に隣接している。当市の中央部を流れる揖斐川以東の地域は平地が広がり、以西は急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなっている。一方、北部は、養老郡、安八郡に接し、東は羽島市に接している。東西方向は約13km、南北方向は約17kmであり、面積112km²（国土地理院全国都道府県市区町村別面積調）となっている。

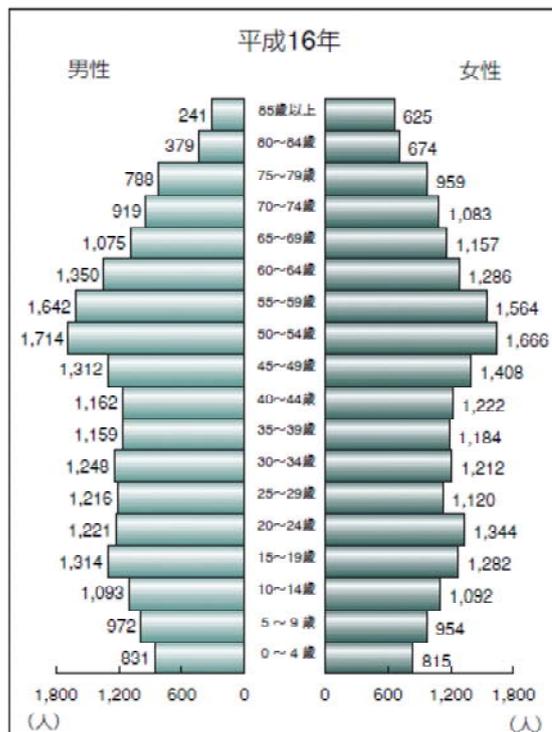
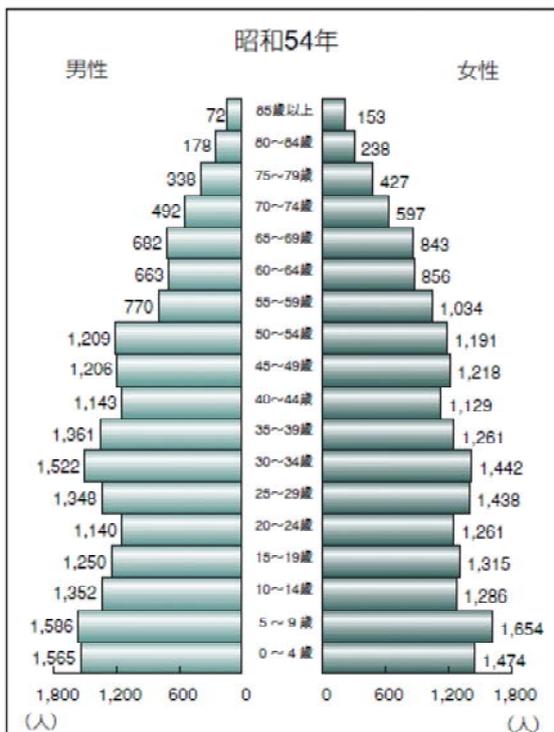
人口は、平成17年の国勢調査によると39,553人となっている。昭和40年から昭和45年までは増加傾向にあったが、その後は減少に転じた。平成17年の人口は、平成7年の調査ピーク時に比べて約5.1%減少した。一方、世帯数は増加傾向にあり、平成17年人口・世帯の状況は11,328世帯となっている。こうしたことから、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成17年は3.5人となり、核家族化が進んでいる。

人口・世帯の推移



人口ピラミッド（5歳階級年齢別男女別人口）は、昭和54年の「釣鐘型」に近い形から、平成16年は、50～54歳と15～24歳を中心に2つのふくらみをもつ「ひょうたん型」に近い形となった。ピラミッドの裾が狭まっていることと高齢者層にウェイトが移っていることから、少子・高齢化が進行し、今後もこの傾向が続くと予想される。

5歳階級年齢別男女別人口



資料：岐阜県人口動態統計

当市は平成17年3月28日に海津郡海津町及び平田町、南濃町が合併しスタートしたまちであり、平成18年8月に健康づくり推進協議会を設置し、食育等健康づくりに関する事項について、同年10月健康づくりに関する住民アンケートを実施し、その結果をもとに平成19年9月にプラン案を作成し、パブリックコメントを経て平成20年3月に「海津健康づくりプラン」を策定したところである。また、現在は旧町ごとに学校給食センターを運営しているが、どの施設も老朽化が進んでいることから、就学前児童から小・中学校の児童・生徒までの一貫食育教育を具現化するため、現在、市内1所において新学校給食センターを建設している。

市内の公立幼稚園（私立幼稚園はなし）については、平成19年度までは8園だったが、近年の少子化に伴い、平成20年度より4園に統廃合した。市内の保育所は公立が5所、私立が7所の計12所で全体定員が985名となっているが、全体定員も近年減少傾向にある。こうした状況を踏まえ、当市では就学前の幼児福祉・幼児教育のあり方を見直し、乳幼児からの「心の育ち」を含め、福祉・教育との連携の必要性を再認識するとともに、保育所・幼稚園が子どもの豊かな人間形成の基礎づくりを行う上で、将来にわたって適正規模の集団保育及び集団教育を維持することを重要と考え、平成18年度より幼保一元化・一体化を推進するため、幼児教育・保育検討委員会を設置して、現

在も検討をしている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用することにより、調理員の人件費節減、調理業務の効率の向上、食材の一元購入などによる経費の節減が可能となり、公立保育所の運営の効率化を図ることができる。

当地域は、県内屈指の穀倉地帯であり、地域の食材を使用した給食を提供することで、子どもたちの地産地消への理解が深まり、海津市食育ガイドラインの「食育」を推進する体制が整備される。さらに、幼保一元化・一体化を推進することで、保護者の就労状況等に左右されず、同年齢の子どもが、同じ場所で同じ就学前保育・就学前教育を受けることが可能となり、公立保育所の給食を安心・安全な学校給食センターから搬入することにより、保育所入所児童と幼稚園児が同じ時間に、同じ給食を食することが可能となる。これにより、食事内容の充実、バランスのとれた食生活など、望ましい食習慣を定着させるため幼稚園・保育所から小学校・中学校まで一貫した「食育」の推進を図り、子どもたちの健やかな成長を促進することができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

少子化が進み、市内の幼児数が減少する中で、保育所入所児童と幼稚園児を別々に保育するのでは、適切な集団保育及び集団教育の規模を維持していくことは難しいと考えられるため、幼保一元化・一体化を推進する体制を整備することが必要である。また、「公立保育所における給食の外部搬入」を実施することにより、幼稚園・保育所から小学校・中学校、まで一貫した食育を推進するとともに、節減した経費を他の保育サービスの拡充にあてるなど、児童福祉の充実・向上を目指す。

さらに、公立保育所における給食調理業務の効率的・安定的運営を図るとともに、食育の推進とあわせ、地域の食材を使用した給食を提供するなど、「海津健康づくりプラン」の実現を目指す。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

市内の公立保育所の給食を、学校給食センターから搬入することにより、調理部門が集約されるため、効率的な運営と経費の節減（賄材料費の統一、消耗品費、光熱水費などの節減）を図ることができる。同時に公立保育所の経営の合理化が図られ、この財源をもとに延長保育促進事業、一時保育促進事業、地域子育て支援拠点事業の拡充など他の保育サービスの充実が期待できることから、児童福祉の向上に寄与することができる。

また、児童にとっては、保育所入所児童及び幼稚園児が同じ給食を食することや、小学校・中学校まで一貫した「食育」を推進することにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送るための基本となる『食を営む力』を培うなど、子どもたちの健やかな成長に資する。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連す

る事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

①幼保一元化・一体化の推進

保育所・幼稚園が子どもの豊かな人間形成の基礎づくりを行う上で、将来にわたって適正規模の集団保育及び集団教育を維持することは重要であることから、幼保一元化・一体化を推進するため、平成18年度より幼児教育・保育検討委員会を設置して検討をしており、今後も継続していく。

②新学校給食センター建設事業の推進

新学校給食センターは、5,500食/日規模で市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所に提供する機能を有する設計である。なお、小学校・中学校を担当する学校栄養職員2名と、幼稚園・保育所を担当する管理栄養士1名をそれぞれ配置し、献立作成時にきめ細やかな配慮を行える体制をつくとともに、小学校・中学校と幼稚園・保育所の献立や調理方法・味付けを分ける必要がある場合には、フレキシブルに対応できるよう釜など小型の調理器具を採用し、年齢に応じた給食の提供を推進する。

③地産地消事業の推進

地域の農産物生産者と、より安心して安全な食材の品目、品質、鮮度などについての協議をするとともに、付加価値の高い地元農産物を利用した献立を検討することにより地産地消を推進する。

④海津健康づくりプランの推進

海津健康づくりプランに基づき、食育会議を開催し、食育プログラムを実践することで海津市食育ガイドラインの達成に努める。

また、安全衛生面及び献立栄養価等に留意するとともに、学校給食センターと連絡を密にし、保、幼、小、中の一貫教育を実施するなかで、一貫した「食育」を通じ、望ましい食習慣の定着や、心身の健全な育成を図る等、子ども達の健やかな成長を育んでいく。

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

高須保育園、今尾保育園、西島保育園、海西保育園、南部保育園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成21年4月1日

4. 特定事業の内容

市内の公立保育所に新学校給食センターから給食を搬入し、保育の充実と児童の健全育成を図っていく。当市の保育所においては、受入年齢を生後1.5ヵ月としており、乳児及び離乳食が必要な2歳児までの給食については、保育所の調理室において調理する。また、食物アレルギーなどへの対応については、保育所入所児童について保護者から情報を提供してもらい、アレルギー児や体調不良児に対しては、保育所調理室で別途給食を確保するなど、きめ細かな対応を図っていく。

給食の外部搬入の対象とする公立保育所は次のとおりとする。

- ・高須保育園 海津市海津町高須町374番地1
- ・今尾保育園 海津市平田町今尾4428番地6
- ・西島保育園 海津市平田町西島286番地
- ・海西保育園 海津市平田町野寺1342番地1
- ・南部保育園 海津市南濃町太田854番地1

5. 当該規制の特例措置の内容

現在建設中の新学校給食センターは、5,500食/日規模で市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所に提供する機能を有する。特例措置により、給食に要する食材を一括購入することによって、効率的な給食運営を目指すこととし、特例措置の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」の留意事項を遵守する。

◆【搬入元 新学校給食センターの概要】

延床面積 2,854.87㎡

主要室 1階は事務室と調理部門、2階は食事室兼会議室、見学通路、休憩室等
職員配置計画

学校栄養職員2名、管理栄養士1名

事務職員2名、調理員（外部委託）35名

調理能力 5,500食/日

調理器具等

冷蔵庫、冷凍庫、器具消毒保管機、食器洗浄機、フードカッター、食器トレイ洗浄機、食缶洗浄機、コンテナ洗浄機、包丁・まな板殺菌庫、球根皮むき機、ライスボイラー（釜）、連続フライヤー（揚げ物機）、コンビーオーブン、炊飯釜、コンテナ消毒装置等

- ① 公立保育所は、外部から搬入する給食について、保育所の調理室を活用して必要に応じ加熱、保存、配膳等を行うものとする。
- ② 保育所児童の給食は、昼食1回、午後のおやつ1回とする。外部から搬入される昼食の内容は、基本的には学校給食と同じメニューとするが、小学校・中学校を担当する学校栄養職員2名と、幼稚園・保育所を担当する管理栄養士1名をそれぞれ配置し、年齢に適した味付け、分量、大きさ等を十分に考慮し、必要に応じて献立や調理方法を分ける。
- なお、学校給食センター休業日の昼食及び午後のおやつについては、保育所の調理室で調理するものとし、特に3歳未満児については、発育や離乳食の時機に応じて提供する。食物アレルギー児等の対応については、保育所児童について保護者からの情報をもとに、アレルギー児に対し保育所調理室で別途給食を確保するなど、適切な対応を行う。また、体調不良児等についても、保護者との連携を密にし、保育所内の医務室における対応等について、保育所嘱託医との相談体制の充実を図る。
- ③ 新学校給食センターは、平成19年度と平成20年度の2年間に、工事費962,850千円を投入して新築し、食品の衛生管理及び安全な給食の提供に努めるが、今後についても保育所との連携を密にする。外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について(平成20年4月1日雇児発第0401002号)」の留意事項を遵守するとともに、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務について(昭和62年3月9日社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号)」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)」を遵守し、保健・衛生面、栄養面について保健所による助言・指導・相談等に従い適正な運用に努める。また、給食搬入についても「学校給食衛生管理の基準」に従い、衛生安全に努めることとし、密閉式の給食専用食缶(保温タイプ、一部保温・保冷タイプ)を利用し、専用運搬車で保育所へ搬入した後、保育所の調理員が受領、配膳を行う。使用した食器・食缶は学校給食センターの専用運搬車で回収し、学校給食センターで食器洗浄機及び食缶洗浄機にて徹底した洗浄をし、消毒保管庫で十分な消毒を行い適切に保管する。なお、本特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、当市の場合は市立学校給食センターから公立保育所への搬入であり、委託契約の締結は困難なことから、市長と市教育委員会の間で『覚書』を締結することにより対応する。
- ④ 保育所児童の食事の内容・回数・時機などに適切に対応できるよう配慮するとともに、必要な栄養素量の確保について学校栄養職員及び管理栄養士と連携を図り、食を通じた子どもの健全育成(食育)を推進し、適切な食事の提供に努める。

6. 新学校給食センター給食配送計画

(配送)

○1号車

- ・午前10時30分 調理完了・配送準備
- ・午前10時40分 学校給食センター出発
- ・午前10時50分 海西保育園到着、給食専用食缶・食器を調理室へ搬入
- ・午前11時00分 西島保育園到着、給食専用食缶・食器を調理室へ搬入

- ・午前11時05分 今尾保育園到着、給食専用食缶・食器を調理室へ搬入

○2号車

- ・午前10時30分 調理完了・配送準備
- ・午前10時45分 学校給食センター出発
- ・午前10時55分 高須保育園到着、給食専用食缶・食器を調理室へ搬入
- ・午前11時20分 南部保育園到着、給食専用食缶・食器を調理室へ搬入

(回収)

○1号車

- ・午後1時05分 学校給食センター出発
- ・午後1時15分 海西保育園到着、給食専用食缶・食器を運搬車へ搬入
- ・午後1時25分 西島保育園到着、給食専用食缶・食器を運搬車へ搬入
- ・午後1時30分 今尾保育園到着、給食専用食缶・食器を運搬車へ搬入
- ・午後1時35分 学校給食センター到着、給食専用食缶・食器を洗浄室へ搬入
- ・午後1時40分 洗浄開始

○2号車

- ・午後1時00分 学校給食センター出発
- ・午後1時30分 南部保育園到着、給食専用食缶・食器を運搬車へ搬入
- ・午後1時50分 高須保育園到着、給食専用食缶・食器を運搬車へ搬入
- ・午後2時00分 学校給食センター到着、給食専用食缶・食器を洗浄室へ搬入
- ・午後2時05分 洗浄開始